

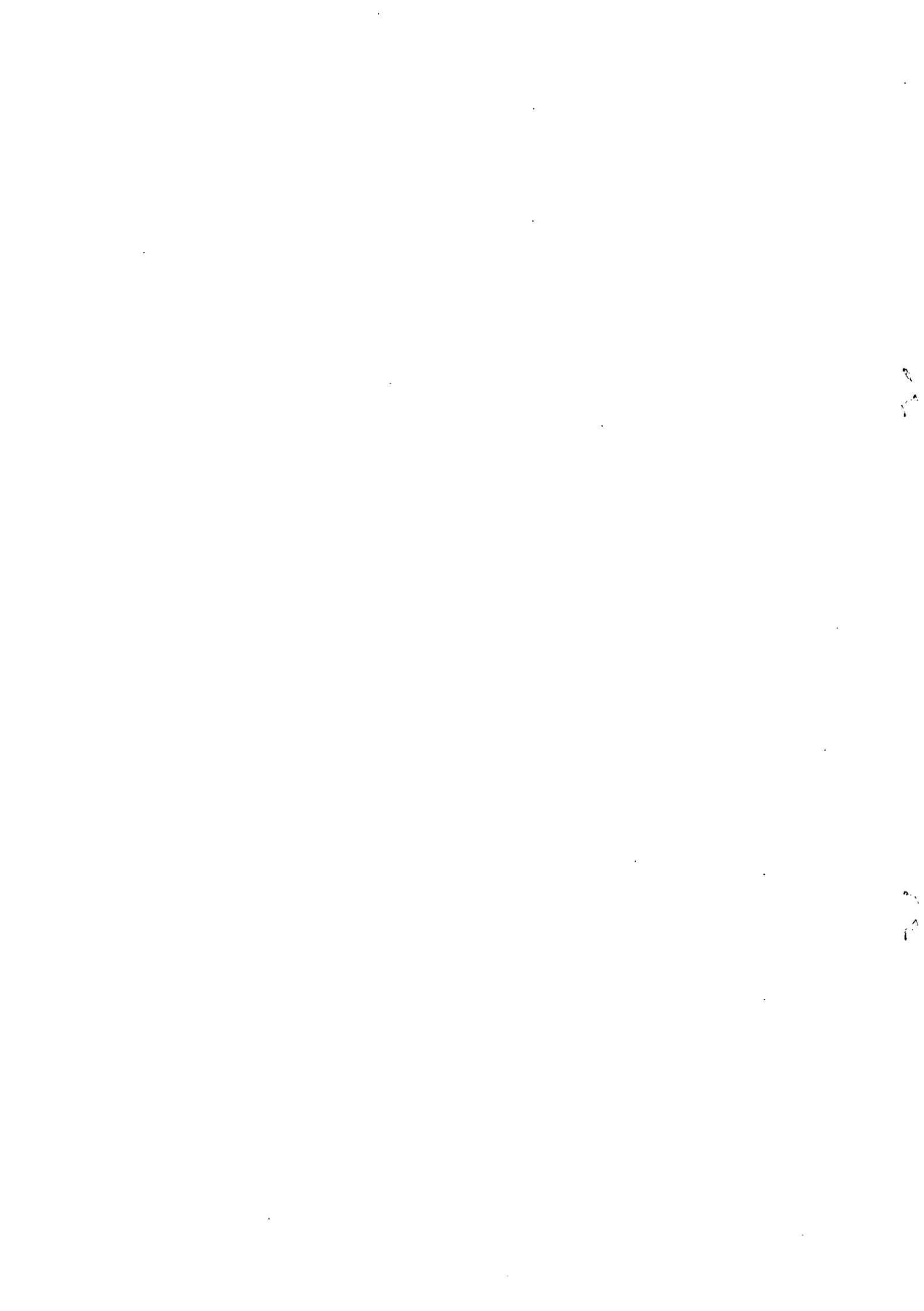
総務教育常任委員会資料

(平成29年8月21日)

[件名]

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 1

人事委員会事務局



国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

平成29年8月21日
人事委員会事務局

I 勧告日 平成29年8月8日(火)

II 給与勧告の概要

【民間給与との較差に基づく給与改定】

- ① 月例給
 - ・民間給与との較差(0.15%)を埋めるため、俸給表の水準等を上げる
- ② ボーナス
 - ・支給月数を0.1月分引上げる

1 月例給

(1) 官民の比較(平成29年4月分を調査)

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差(A)-(B)
411,350円	410,719円	631円(0.15%)

(2) 改定内容

- ① 俸給表
 - 平均改定率 0.2% (初任給の1,000円引上げなど若年層を中心に引上げ)
- ② 初任給調整手当
 - 医師の処遇を確保する観点から所要の改定

(3) 実施時期

平成29年4月1日

2 ボーナス(期末・勤勉手当)

(1) 官民の比較(平成28年8月～平成29年7月を調査)

民間(A)	国家公務員(B)	較差(A)-(B)
4.42月分	4.30月分	0.12月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

- 支給月数の引上げ 現行4.30月分→4.40月分(0.1月分引上げ)
- ※ 勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

(3) 実施時期

法律の公布日

Ⅲ 給与制度の見直し等

1 住居手当

- ・受給者の増加の動向を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、必要な検討

2 再任用職員の給与

- ・定年の引上げに向けた具体的な検討との整合性にも留意しながら、引き続き、必要な検討

3 非常勤職員の給与

- ・本年7月、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

Ⅳ 公務員人事管理に関する報告の概要

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

- ・女性や地方の大学生、民間人材など対象に応じたきめ細かな人材確保策を各府省と連携し展開

(2) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・引き続き人事評価結果の任免・給与等への活用、苦情の解決を適切に推進

(3) 人材育成

- ・マネジメント研修、キャリア形成・女性登用拡大に資する研修、中途採用者向け研修を充実強化

2 働き方改革と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正の取組

- ・超過勤務予定の事前確認等の徹底など職場におけるマネジメントの強化、府省のトップが先頭に立って組織全体として業務の削減・合理化に取り組むことなどが必要

(2) 長時間労働の是正のための制度等の検討

- ・各府省や職員団体等の意見を聴きながら実効性のある措置を検討
また、超過勤務の多い職員の健康への更なる配慮として必要な措置を検討

(3) 仕事と家庭の両立支援の促進等

- ・指針の改正による両立支援の促進、フレックスタイム制の活用促進、ハラスメント防止対策・心の健康づくりの推進

(4) 非常勤職員の勤務環境の整備

- ・民間における同一労働同一賃金の議論を踏まえ、慶弔に係る休暇等について検討

3 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・質の高い行政サービスを維持するには、高齢層職員を戦力としてその能力及び経験を本格的に活用することが不可欠
- ・採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、職員の意欲と能力に応じた配置
・処遇も可能となることから定年の引上げが適当